

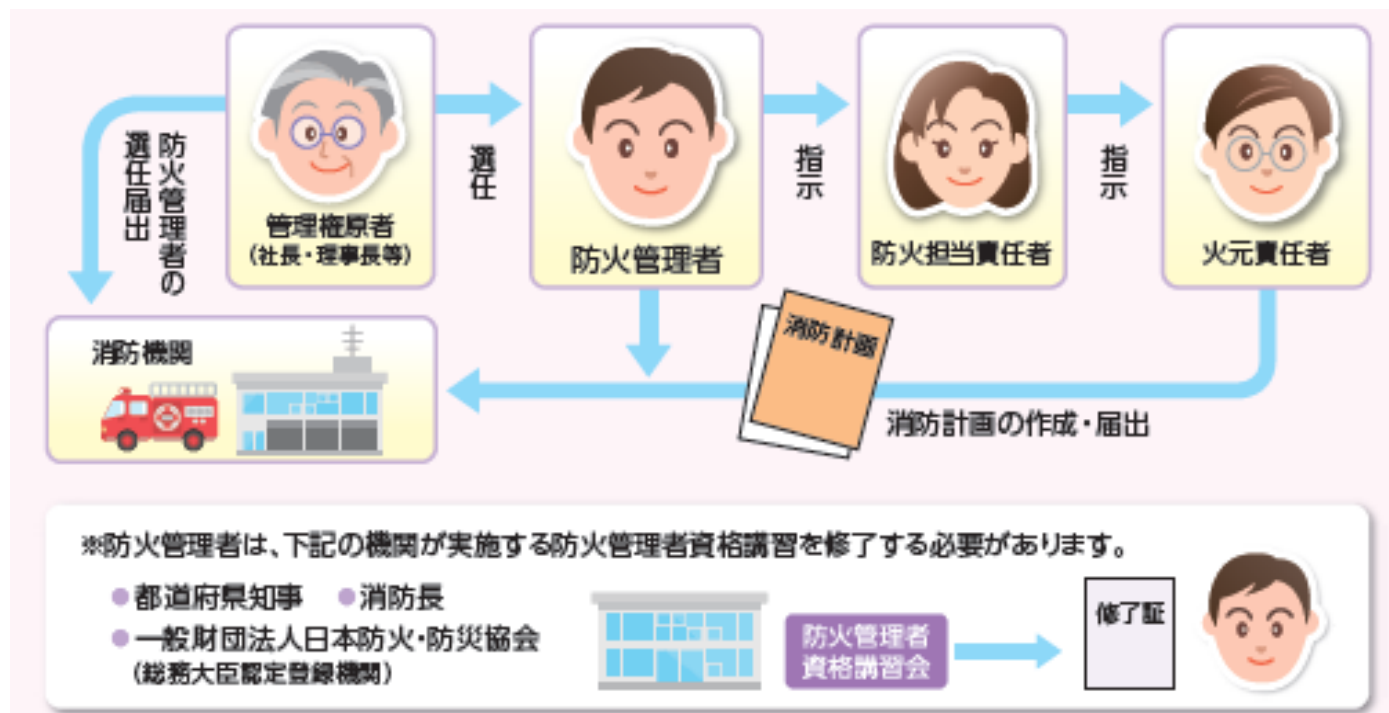
防火管理者の役割についてお知らせします！！

まずは、防火管理についてです！

火災の発生の防止と火災の被害を最小限に止めることを目的として、「普段、誰が何をしたらよいのか」、「万一火災が発生した場合にどうしたらよいのか」を消防計画に定め、日常の火気管理や避難施設の管理、消防用設備等の維持管理、火災に備えた消火訓練や避難訓練を行うものです。

続いて、防火管理者についてです！！

防火管理者（一定の資格が必要※）とは、消防法第8条第1項に基づき、管理権原者（例：社長・理事長）によって選任された防火管理に関する責任者です。防火管理者に選任された者は、消防計画を作成し消防機関に届け出ることとなっています。



防火管理者の主な業務は次のとおりです。

1	消防計画の作成、届出	5	避難または防火管理上必要な構造（階段・通路等）および設備（防火戸等）の維持管理
2	消火、通報、避難訓練の実施	6	収容人員の管理
3	消防用設備等の点検・整備	7	その他（防火管理上必要な業務）
4	火気の使用または取り扱いに関する監督		

防火管理者の任務は、その建物の「防火の要」となります。

従業員や利用者のために、ぜひ防火管理者資格講習の受講を！！